

## 豊橋市アカウミガメ保護対策協議会要綱

(設置)

第1条 本市域における表浜海岸一帯に上陸するアカウミガメに関して、地元、有識者及び行政が連携して保護及び動物愛護精神の向上を図るため、豊橋市アカウミガメ保護対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 対策協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) アカウミガメの調査に関する事
- (2) 保護意識の啓発に関する事
- (3) その他、保護推進に関する事

(組織)

第3条 対策協議会の委員は、市長が委嘱する20名以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 対策協議会に会長及び副会長をおき、その選出は委員の互選によって定める。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は会長に事故あるときにその職務を代理する。
- 4 対策協議会は、会長が招集する。
- 5 対策協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 対策協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 対策協議会を円滑に運営するため、必要に応じ関係者にオブザーバーとして参加を求めることができる。

(庶務)

第6条 対策協議会の庶務は、環境部環境保全課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。